

報道関係 各位

牛久市

指定ごみ袋に関する臨時措置の実施について

当市の指定ごみ袋について、4月ごろから、販売店舗からの受注が増加したことにより、市の保有在庫が急速に減少しており、現在、一部の袋では欠品が生じています。

市においては、現在、新たなごみ袋の発注を行っておりますが、当面、安定的な供給が難しくなる可能性があるため、以下のとおり、牛久市指定ごみ袋に関する臨時措置を実施いたします。

臨時措置概要

■臨時措置の内容

牛久市指定燃えるごみ専用袋の入手が困難な場合に、市指定の燃えるごみ専用袋以外の袋で、ごみ集積所に排出されたものについても収集する。

※今回の臨時措置の対象は燃えるごみであり、燃えるごみ以外については通常の分別ルールとなります。

■実施期間

令和8年6月15日(月)～令和8年8月31日(月)

■臨時措置で使用できる袋・使用できない袋

	使用できる袋	使用できない袋
材質	・プラスチック製 ・ビニール製	・紙製 ・布製 ・段ボール ・穴あきの袋
色・柄	・透明、半透明または中身が透ける白色 ・中身が確認できる程度の文字や柄	・中身が確認できない配色、柄等の袋
サイズ(容量)	・概ね20リットルから45リットル	・左記以外の容量
その他		・口を縛れない袋

※排出時には袋にマジック等で「燃えるごみ」であることが分かるよう記入。

お問い合わせ

○指定袋の臨時措置に関すること
牛久市 環境経済部 廃棄物対策課
担当:本多 (内線 1570)

○発信元
〒300-1292 牛久市中央3-15-1
牛久市市長公室広報広聴課
☎029-873-2111(内線 3221・3222)